

宮城県国土利用計画(第六次)への意見対応表

資料6

1 市町村からの主な意見

整理番号	ページ	宮城県国土利用計画本文(素案・抜粋)	市町村からの現状課題等への意見	修正(対応)案
1	4	2(2)イ 復興の進展後もなお残る課題 震災前から続く人口減少及び高齢化に加え、避難生活の長期化等から人口流出や地域空洞化が加速するとともに、防災集団移転や復興住宅整備に伴い再構成された地域コミュニティが従前と同様の機能を発揮するには時間を要すほか、 地域コミュニティ活動を行うことが困難になり 、住民相互の交流が乏しくなるなど、地域生活に欠かせない共助の力などが弱体化する懸念があり、被災者の心のケアの継続が不可欠である。	被害の大きかった沿岸部を中心とした人口減少と高齢化の進行や中心市街地の空洞化により、空き店舗・空き地等の低未利用地が増加傾向にある。	修正不要 (現行計画にて概ね同じ内容が記載されているため)
2	4	2(2)イ 復興の進展後もなお残る課題 防災集団移転促進事業により市町村が買取を進め、農地や商業地としての利活用を図るほか、震災復興祈念公園などのメモリアル施設整備及び地域交流の場などとして、防災機能の充実とともに居住地以外の利活用を図っているものの、 <u>小規模な集落跡地やモザイク状に買取が進められた土地などは利活用方法を見出すことが困難であり、今後の管理費用の問題も含め、利用・管理上の問題を有している。</u>	防災集団移転元地については、 <u>小規模な土地がモザイク状に多く点在しており、利活用にくい土地が多数存在する。</u> また、新たに土地利用を希望する個人等の需要がなく頭打ちの状況となっている。 <u>未利用地の維持管理(除草)に要する負担が課題となっており、未利用地解消に向け関係機関と協議しながら取り組みたい。</u>	修正不要 (現行計画にて概ね同じ内容が記載されているため)
3	4		<u>空き家は、全国的な空き家率と比較すると低くあるが、増加傾向である。</u> 空き家予防策も含め対応の必要性は高いと考える。	修正不要 (現行計画にて概ね同じ内容が記載されているため)
4	4	2(2)ロ 人口減少による国土管理水準等の低下 被災沿岸部を中心に県内の多くの地域で人口減少が進行しており、今後は一部の地域を除き、人口減少に伴う低未利用地や空き家・ 空き店舗 の増加、離農等による 耕作放棄地の増加 や山林の荒廃、所有者不明土地の増加が共通の課題としてより顕在化してくると考えられる。	<再掲> 被害の大きかった沿岸部を中心とした人口減少と高齢化の進行や中心市街地の空洞化により、 <u>空き店舗・空き地等の低未利用地が増加傾向にある。</u>	文言修正 (<u>低未利用地や空き家・空き店舗の増加について加筆・修正</u>)
5	4		全国的に、人口減少・少子高齢化が顕著であり、本市においても、農業従事者の高齢化、後継者・担い手不足などにより、 <u>耕作放棄地の増加、山林の荒廃化が懸念されている。</u>	文言修正 (<u>離農等による耕作放棄地の増加について加筆・修正</u>)
6	4	2(2)ロ 人口減少による国土管理水準等の低下 また、適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、デジタル技術を活用することにより県土利用・管理の効率化・高度化を図ることが必要となる。	圃場整備事業による大区画化が進んだ地区については、農事組合法人等が担い手となっているが、それらの構成員不足は変わらず、DXを活用した省力化の一層の推進が必要。	文言修正 (<u>「デジタル技術を活用することで、県土利用・管理の効率化・高度化を図る」旨を加筆・修正</u>)

7	4	2(2)ハ 自然環境と景観等の悪化 以前から存在していた開発後に利用放棄された土地の荒廃化と併せて、里地・里山等における自然環境や景観の悪化に繋がるとともに、開発や集落移転等で地域の土地利用状況が変化したことに加えて、<u>狩猟者の減少や高齢化により鳥獣被害対策実施隊等が減少したことから、イノシシやニホンジカなどの野生鳥獣の生息数が増加し生息域が拡がり、農作物や森林の被害が深刻化した経緯がある。</u>	野生鳥獣被害については増加傾向である。一方で、狩猟者の減少や高齢化に伴い、鳥獣被害対策実施員の減少が課題となっている。	文言修正 (狩猟者の減少や高齢化による鳥獣被害対策実施隊等の減少について加筆・修正)
8	5	2(2)ハ 自然環境と景観等の悪化 基本的には森林としての維持を図ることが望ましいが、再生可能エネルギー発電施設の設置が森林の維持に影響する場合には、様々に異なるリスクやメリットについて、適正な指標を用いて科学的に比較考量しながら、最適な土地利用を図っていくことが求められる。県では、<u>これまでも太陽光発電施設の設置等に関する条例(令和4年宮城県条例第39号)や、環境影響評価制度等の適切な運用に取り組んできたが、再生可能エネルギーの導入と環境保全の両立のための新たな取組として、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生に向け、再生可能エネルギー地域共生促進税条例(令和5年宮城県条例第34号。以下「再エネ税」という。)を導入した。</u>	再生可能エネルギーの利活用は、地球温暖化対策の観点から有効であることは承知しているが、大規模な場合、設置する場所や規模によって、自然環境への影響や景観を損なうことが想定される。	文言修正 (「太陽光発電施設の設置等に関する条例等の適切な運用に取り組んできたことや再生可能エネルギー地域共生促進税条例を導入した」旨を加筆・修正)
9	6	2(2)ニ 安全・安心な県土利用に対する要請 近年の豪雨災害及び土砂災害の頻発化・激甚化に伴い、このような深刻な被害が今後も繰り返されるおそれが高まっていることから、<u>流域治水の考え方に基づいた河川改修など排水機能の強化を加速的に進める必要があるほか、土砂災害警戒区域など災害リスクの高い地域における土地利用のあり方についても、土砂災害のおそれがない土地へ新規の緊急避難場所を整備するなどの土木工事によるハード面の対策にとどまらず、適切な避難行動や土地利用の転換等、幅広い対策の検討が求められている。</u>	ハードとしての多重防御施設整備のほか、ソフト面である地域防災計画に基づく地域自主防災機能や避難行動の重要性の意識付け等との融合により、安全な住環境、防災機能の構築の向上が図られていることから、その取り組みの継続性が重要であるとの認識である。	修正不要 (現行計画にて概ね同じ内容が記載されているため)
10	6	山間部は、土砂災害警戒区域等が多数分布し、本年5月に公表された土砂災害基礎調査予定箇所により「土砂災害のおそれがある箇所」が増加した。これに伴い緊急避難場所の指定解除が18箇所となり、災害が予想される場合は遠方まで避難を要するなど、安心して暮らせる環境基盤の低下が懸念されている。このため、生活基盤の確保の観点から、緊急避難場所への擁壁の整備、土砂災害のおそれがない土地へ新規の緊急避難場所を整備する対策も必要となっている。	山間部は、土砂災害警戒区域等が多数分布し、本年5月に公表された土砂災害基礎調査予定箇所により「土砂災害のおそれがある箇所」が増加した。これに伴い緊急避難場所の指定解除が18箇所となり、災害が予想される場合は遠方まで避難を要するなど、安心して暮らせる環境基盤の低下が懸念されている。このため、生活基盤の確保の観点から、緊急避難場所への擁壁の整備、土砂災害のおそれがない土地へ新規の緊急避難場所を整備する対策も必要となっている。	文言修正 (土砂災害のおそれがない土地への新規の緊急避難場所整備等について加筆・修正)
11	6	2(2)ホ 新型コロナウイルス感染症による影響 令和5年5月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)上の位置付けが5類感染症に変更されたことで、<u>外出を控える動きが見られなくなり、経済活動は本来の動きを取り戻しつつある。一方、新型コロナ禍でのテレワーク・リモートワーク・在宅勤務等といった働き方の変化は、新型コロナが5類感染症に移行した後も続いており、地方移住への関心も依然として見られる。</u> 新型コロナの影響により、宮城県内の不動産需要は一時的に減少したが、その後は回復に転じ、概ね新型コロナ禍前の水準に回復している。	令和5年5月以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5類感染症」に移行したことに伴い、イベントや集会等の開催は制限されておらず、コロナ禍における「行動変容」は縮小していると推察される。	文言修正 (5類感染症への移行後に、外出を控える動きが見られなくなり、経済活動は本来の動きを取り戻しつつあることについて加筆・修正)

2 庁内からの主な意見

整理 番号	ページ	宮城県国土利用計画本文(素案・抜粋)	庁内からの現状課題等への意見	修正(対応)案
1	4	2(2)イ 復興の進展後もなお残る課題 震災前から続く人口減少及び高齢化に加え、避難生活の長期化等から人口流出や地域空洞化が加速するとともに、防災集団移転や復興住宅整備に伴い再構成された地域コミュニティが従前と同様の機能を発揮するには時間を要すほか、 地域コミュニティ活動を行うことが困難になり 、住民相互の交流が乏しくなるなど、地域生活に欠かせない共助の力などが弱体化する懸念があり、被災者の心のケアの継続が不可欠である。	新たに設立された自治会等については、住民同士の合意形成に相応の時間を要することに加え、役員の経験不足や活動資金の不足など、 地域コミュニティ活動を行うことが困難な状況となっている。 また、災害公営住宅では、収入超過等により若い世代が退去せざるをえない状況もあり、高齢化率及び独居率が高くなっている。 新型コロナウイルス感染症の流行による外出抑制・集会の自粛等の影響を受け、当初計画どおり事業が進捗せず、 コミュニティの再生に遅れが見られることから、引き続き顔の見える関係性の構築に関する支援が必要である。	文言修正 (地域コミュニティ活動が困難となることについて加筆・修正)
2	4	2(2)イ 復興の進展後もなお残る課題 防災集団移転促進事業により市町村が買取を進め、農地や商工業地としての利活用を図るほか、震災復興祈念公園などのメモリアル施設整備及び地域交流の場などとして、防災機能の充実とともに居住地以外の利活用を図っているものの、 小規模な集落跡地やモザイク状に買取が進められた土地などは利活用方法を見出すことが困難であり、今後の管理費用の問題も含め、利用・管理上の問題を有している。	防災集団移転元地では市(町)有地と民有地が混在しており(集約されていない)、不整形又は狭小な区画があるなど、産業用地として使いづらいものが見受けられる。	修正不要 (現行計画にて概ね同じ内容が記載されているため)
3	4	2(2)ロ 人口減少による国土管理水準等の低下 被災沿岸部を中心に県内の多くの地域で人口減少が進行しており、今後は一部の地域を除き、人口減少に伴う低未利用地や空き家・ 空き店舗 の増加、離農等による 耕作放棄地の増加 や山林の荒廃、所有者不明土地の増加が共通の課題としてより顕在化してくると考えられる。	中山間地域などでは、区画の大規模化が困難など、生産条件が不利なことから、農地の引き受け手がなく、農地の集積・集約化が進まないほか、野生鳥獣による農作物被害も重なり、 耕作放棄地が増加している。	文言修正 (離農等による耕作放棄地の増加について加筆・修正)
4	4	2(2)ロ 人口減少による国土管理水準等の低下 誰もが暮らしやすい機能的なまちづくりを進めていく中で、適正な土地の管理に向けた新たな施策を講じ、適正な費用負担のあり方とその水準を定め、 適切な土地利用を行うことで持続可能な地域の再構築を進める必要がある。	需要に応じた都市機能の最適化を図るため、都市計画法第6条の規定に基づきおおむね5年ごとに「都市計画に関する基礎調査」を実施し、都市の現状把握、調査結果の解析、評価を行っており、その結果をもとに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」の見直しを実施するとともに、仙塩・石巻地域においては、区域区分の変更による適切な都市の市街化を図っている。 人口減少社会への対応や災害リスクの高い場所の土地利用制限等、無秩序に市街地が広がらないように、 適切な土地利用コントロールが必要。	文言修正 (適切な土地利用を行うことについて加筆・修正)
5	4	2(2)ハ 自然環境と景観等の悪化 以前から存在していた開発後に利用放棄された土地の荒廃化と併せて、里地・里山等における自然環境や景観の悪化に繋がるとともに、開発や集落移転等で地域の土地利用状況が変化したこと に加えて、狩猟者の減少や高齢化により鳥獣被害対策実施隊等が減少したことから、イノシシやニホンジカなどの野生鳥獣の生息数が増加し生息域が拡がり、農作物や森林の被害が深刻化した経緯がある。	県内の鳥獣被害による農作物被害額は、イノシシやニホンジカを中心に増加傾向にある。令和3年度以降は減少傾向にあり、令和5年度は令和4年度に比べ減額したものの、引き続きの対策が必要な状況であり、電気柵等の未設置エリアでの被害発生や生息数増加による被害地域の拡大、狩猟者の高齢化や担い手不足等への対策が必要となっている。	文言修正 (狩猟者の減少や高齢化による鳥獣被害対策実施隊等の減少について加筆・修正)

6	5	2(2)ハ 自然環境と景観等の悪化 基本的には森林としての維持を図ることが望ましいが、再生可能エネルギー発電施設の設置が森林の維持に影響する場合には、様々な異なるリスクやメリットについて、適正な指標を用いて科学的に比較考量しながら、最適な土地利用を図っていくことが求められる。県では、これまでも太陽光発電施設の設置等に関する条例(令和4年宮城県条例第39号)や、環境影響評価制度等の適切な運用に取り組んできたが、再生可能エネルギーの導入と環境保全の両立のための新たな取組として、再生可能エネルギー発電事業の地域との共生に向け、再生可能エネルギー地域共生促進税条例(令和5年宮城県条例第34号。以下「再エネ税」という。)を導入した。	急速な再生可能エネルギー発電施設の増加に伴い、説明不足等による地域住民との関係悪化のほか、土砂災害のリスクや景観の悪化、貴重な動植物・生態系への影響といった、住民生活や自然環境に及ぼす影響に対する地域の不安や懸念が高まっている。	文言修正 (「太陽光発電施設の設置等に関する条例等の適切な運用に取り組んできたことや再生可能エネルギー地域共生促進税条例を導入した」旨を加筆・修正)
7	6	2(2)ニ 安全・安心な県土利用に対する要請 近年の豪雨災害及び土砂災害の頻発化・激甚化に伴い、このような深刻な被害が今後も繰り返されるおそれが高まっていることから、流域治水の考え方に基づいた河川改修など排水機能の強化を加速的に進める必要があるほか、土砂災害警戒区域など災害リスクの高い地域における土地利用のあり方についても、土砂災害のおそれがない土地へ新規の緊急避難場所を整備するなどの土木工事によるハード面の対策にとどまらず、適切な避難行動や土地利用の転換等、幅広い対策の検討が求められている。	近年頻発する集中豪雨や台風等により、農村地域においても甚大な被害のリスクが高まっており、流域全体で洪水リスクに備える「流域治水」の取組が必要となっている。	文言修正 (流域治水の考え方に基づいた河川改修について加筆・修正)
8	6		新たな津波浸水想定では、津波浸水面積が東日本大震災の約1.2倍となるため、一段レベルを上げた避難態勢の構築が求められる。 ハード整備は完了しており、今後はソフト対策を重要視していかなければならない。	修正不要 (現行計画にて概ね同じ内容が記載されているため)
9	23	5 ニ複合的な施策の推進と県土の選択的利用 森林の持つ県土保全機能等の向上を図るため、流域を基本的な単位とし、地域特性に応じて、間伐等の森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図るとともに、デジタル技術の活用により、森林管理等の効率化を図る。	宮城県森林クラウドシステムにより、地域森林計画対象民有林の資源情報管理にGISを活用するとともに、クラウド化することで森林経営・管理の効率化を図っている。	文言修正 (「デジタル技術の活用により、森林管理等の効率化を図る」旨を加筆・修正)